



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年7月1日	
問い合わせ先	課名	監査事務局
	電話	直通 803-1552 内線 4564,4567
担当者	職名・氏名	課長 吉川 乃
	職名・氏名	課長 山野井 一喜

広 報 連 絡

1 件 名

指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

2 概 要

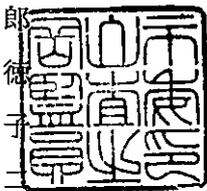
(1) 指摘事項に対する改善措置状況について

①令和4年1, 2月実施定期監査分(都市整備局都市・交通部市街地整備課)

岡山市監査委員公表第19号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

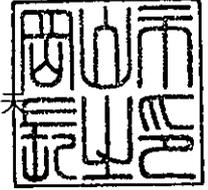
令和4年6月30日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑子	
同	吉	本	賢	

岡市整第 67-1号
令和4年6月10日

岡山市監査委員様

岡山市長 大森 雅夫



定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年1,2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年1、2月実施分）

市街地整備課

指摘事項

令和3年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、西部第4地区保留地売払収入において101万円余（収納率2.6%）、同延納利息において1万円余（収納率0%）、新保下中野地区保留地精算徴収金において3万円余（収納率0%）、西部第4地区保留地精算徴収金において4万円余（収納率0%）認められました。

今後ともこれらの解消に格段の努力をしてください。

改善措置状況

今回のご指摘を踏まえ、保留地売払収入について、債務者が分割納付しているものは、完納までの期間短縮に向け分納額の増額交渉を行い、また、保留地精算徴収金について、1件は交渉により分割による納付を受け付け、1件は訪問による納付勧奨を行うとともに、法的措置についても関係課等と協議を行いました。

今後も継続的に訪問や電話連絡を行い、収入未済額の早期解消に努めます。

【参考】

（令和3年11月30日現在）

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
土地売払収入	西部第4地区保留地売払収入（滞納繰越分）	円 1,043,337	円 27,000	円 1,016,337	% 2.6
	西部第4地区保留地売払収入（延納利息・滞納繰越分）	11,663	0	11,663	0
土木費雑入	新保下中野地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	33,747	0	33,747	0
	西部第4地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	44,906	0	44,906	0

（令和4年5月31日現在）

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
土地売払収入	西部第4地区保留地売払収入（滞納繰越分）	円 1,007,337	円 9,000	円 998,337	% 0.9
	西部第4地区保留地売払収入（延納利息・滞納繰越分）	11,663	0	11,663	0
土木費雑入	新保下中野地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	33,747	5,000	28,747	14.8
	西部第4地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	44,906	0	44,906	0